

○ 2月22日（火）意見交換会における口頭回答以外の質問項目に係る回答について

■質問1 2021年12月2日の共同ヒアリングでの回答の進捗状況について

質問内容	回答
5 注視区域・特別注視区域の公示方法の検討状況は	公示の具体的な方法については検討中である。
7 機能阻害行為として勧告がなされていないのに、現場で警察官が「これは機能阻害行為だ」として行動を制限しないようにするための制度的担保はどうするのか。	重要土地等調査法に規定する勧告等の権限は、全て内閣総理大臣の権限とされており、この権限を警察が行使することはできないので、御質問のような場面は全く想定されない。
10 「令和3年度行政事業レビューシート」によれば、「令和4年度」予算要求として、庁費 731（単位百万円）、不動産購入費 100、職員旅費 11 の計 842 百万円が「民間事業者等」へ流れると記されている。この場合の「等」とは何を指すのか。 また、「土地等 利用状況調査」の「等」は何を指すのか。条文における「等」の定義はいつどこで誰が決めるのか。 こうした調査は具体的に誰が実施するのか。	「令和3年度行政事業レビューシート」内の資金の流れにおける「民間事業者等」の「等」については、左記にあるとおり、不動産購入費：当該不動産所有者、職員旅費：内閣府職員も想定されることから、「等」と記載している。 「土地等利用状況調査」の「等」については、本法第2条において、『この法律において「土地等」とは、土地及び建物をいう。』と定義されている。お尋ねの「等」の字句を含め、本法は、第204回国会で成立したものである。 重要土地等調査法に基づく「土地等利用状況調査」は内閣府が実施する。
11 基本方針に例示する「その他の関係者」はどういったものになるのか。	基本方針の記載内容については、検討しているところであり、現時点でお示しできるものはない。
13 内閣総理大臣が有する情報を関係行政機関の長に提供する(21条)場合の、提供できる情報は何か。	法第21条第1項は、内閣総理大臣が、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用を防止するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該施設機能又は離島機能の阻害の防止に資する情報の提供をすることができる旨を規定している。 この場合の情報としては、例えば、土地等利用状況調査によって、他法令に違反する態様での土地等の利用がなされていることを把握した場合

における、

- ・当該土地等に関する情報（所在、地番）
- ・当該土地等の利用者に関する情報（氏名、住所）

等が想定される。